

令和4年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）

令和4年度松戸市の松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和5年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次